

和歌山信愛女子短期大学研究倫理委員会規程

(目的及び設置)

第1条 和歌山信愛女子短期大学（以下「本学」という。）は、和歌山信愛女子短期大学研究倫理規程（以下「倫理規程」という。）に定める事項を適切に運用するとともに、本学における学術研究の信頼性と公正性を確保するため、倫理規程第11条第2項に基づき、和歌山信愛女子短期大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を取扱う。

- (1) 倫理規程の運用を実効あるものとするため研究者の研究倫理意識の啓発および研修計画の策定並びに実施に関すること。
- (2) 研究者の研究倫理に反する行為に対する措置に関すること。
- (3) 研究活動について、不正な行為などの申立および不当もしくは不公正な扱いを受けた者からの苦情・相談等に対する措置に関すること。
- (4) 研究活動について、不正な行為などを申し立てた者に対する措置に関すること。
- (5) 利益相反行為に係る調査等及びその公表に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか委員会が前条に定める目的を達成するため必要と認めること。

(組織及び運営)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
 - (2) 学科長、主任
 - (3) 教授会において選出された教員3名以上
- 2 教授会において選出された委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員の生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。また委員長は研究倫理教育責任者となる。

- 2 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、以下の時、会議を開催する。
 - (1) 研究者の研究倫理意識の啓発および研修計画を策定するとき。
 - (2) その他委員長が特に必要と認めたとき。

(規程の改正)

第5条 この規程の改正は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。